

公費負担の対象とその限度額

1. 選挙運動用自動車の使用

契約の種類		限度額
1. 一般旅客運送事業者との契約 (ハイヤー契約方式) ※自動車借入、燃料代及び運転手の雇用を一括して契約する方式		64,500円 (1日あたり1台に限る) 64,500円×5日=322,500円
2. その他の契約 (個別契約方式)	ア. 自動車の借入れ契約 (レンタカー契約)	15,800円 (1日あたり1台に限る) 15,800円×5日=79,000円
	イ. 燃料の供給契約	7,560円 (1日) 7,560円×5日=37,800円
	ウ. 運転手の雇用契約	12,500円 (1日あたり1人に限る) 12,500円×5日=62,500円
※1の契約と2の契約は、どちらかの選択となります。 ※町長、町議会議員選挙の選挙期間は5日間です。選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)の1日のみが対象となります。		

2. 選挙運動用ビラの作成

選挙の区分	内容	限度額
町長選挙	作成限度枚数 5,000枚	7円51銭 (1枚あたり) 7円51銭×5,000枚=37,550円
町議会議員選挙	作成限度枚数 1,600枚	7円51銭 (1枚あたり) 7円51銭×1,600枚=12,016円

3. 選挙運動用ポスターの作成

選挙の区分	内容	限度額
町長選挙	作成限度枚数 110枚 (ポスター掲示場数110箇所)	1,147円 (1枚あたり)
町議会議員選挙		1,147円×110枚=126,170円

※条例で定める限度額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

※費用は候補者に直接支払われるのではなく、候補者と有償契約を締結した事業者からの請求に基づき、事業者へ支払います。

お問い合わせ先

総務課内 選挙管理委員会事務局 担当：小椋・中川
電話 (0868) 54-2111